

移動等円滑化取組計画書

令和7年 6月 10日

住 所
事業者名
代表者名

吹田市千里万博公園1番8号
大阪モノレール株式会社
代表取締役 谷口 友英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の設備に関する事項

＜現状の課題＞

- ・所有する22編成中、8編成は移動円滑化基準のバリアフリー整備ガイドラインに適合しているが、残る14編成について適合させる必要がある。
- ・全駅でエレベーターによる1ルート整備は完了しているが、適切な維持管理を行うため、更新時期を迎えた昇降機設備の最新化が必要である。

＜中期的な対応方針＞

- ・既存車両をバリアフリー整備ガイドラインに適合させるため、車椅子スペースの拡大、優先席のシート・つり革の配色変更がなされた3000系車両へ、2025年度に1編成更新する。
- ・設備を所有する大阪府等と連携し、老朽化対策としてエスカレーター、エレベーターを順次更新する。（大阪府等からの受託事業）
- ・駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの更新（JIS化）を2029年度までに実施する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

＜現状の課題＞

- ・介助、支援について、駅係員が個人の力量の差に依らないサービスの提供を行えることが必要である。

＜中期的な対応方針＞

- ・全駅係員にサービス介助士の資格を取得させているが、高齢者の方、障害のある方等の誰もが安心して鉄道を利用できるよう教育訓練を継続するとともに、引き続き駅係員のサービス介助士資格取得を推進する。
- ・駅係員が駅構内で介助を必要とされる方への支援を迅速に行うため、防犯カメラを活用した見守りシステムを導入する。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
3000 系車両	・ 車両のバリアフリー化 2025 年度：1 本（58 編成）
未更新駅	・ 昇降機設備の更新（大阪府等からの受託事業） 2025 年度：エスカレーター2 基、エレベーター1 基 2026 年度：エスカレーター1 基、エレベーター1 基 2027 年度：エスカレーター2 基、エレベーター1 基 2028 年度：エスカレーター2 基、エレベーター1 基 2029 年度：エスカレーター3 基、エレベーター1 基 ・ 駅舎内視覚障害者誘導用ブロックの J I S 化(2027 年度～2029 年度) 2027 年度：6 駅 2028 年度：5 駅 2029 年度：5 駅

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示装置、自動放送装置等の維持管理	車内案内表示装置、自動放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。万が一、機器が故障した場合は、速やかに予備品と交換を実施する。
駅案内放送装置等の維持管理	駅案内放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。
乗降用段差解消スロープの維持管理	乗降用段差解消スロープの機能を維持するために定期検査等で状態・機能の確認を実施する。
昇降機設備の維持管理	設備を所有する大阪府等と連携し、エレベーター・エスカレーターの機能を維持するために定期点検等を実施する。（ホームページ上で各駅のエレベーター点検日を掲載）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応	お客さまの支援ができるように全駅に係員を配置している。高齢者の方や障害のある方等で介助が必要と判断した場合は、こちらから進んでお声がけをし、必要とされるサポートを実施する。必要に応じホームまで介助を行い、運転士や降車駅の駅係員と連携したサポートを実施する。
見守りシステムの導入	駅係員が駅構内で介助を必要とされる方への支援を迅速に行うため、防犯カメラを活用した見守りシステムを導入する。
ご案内用タブレット端末の設置	駅係員の不在時でもお問合せに対応できるよう、全駅に通話機能つきご案内用タブレット端末を設置済み。聴覚障害のある方でもお使いいただけるよう、チャット機能も搭載している。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・駅および車両のモニターによる情報提供	全駅のトイレにおいて自動音声による案内を実施する。 車両搭載モニターに駅情報（エレベーター位置等）を掲出する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（手話研修・乗降補助訓練等）を定期的実施する。 2024 年度末までに、全駅係員がサービス介助士資格を取得済。 2025 年度も引き続き、駅に新しく配属された者には取得させる予定。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページへのバリアフリー情報の掲載	駅構内図（バリアフリースイレ・エレベーター等）を掲載する。 また、エレベーターが点検等により利用不可の場合、その旨をホームページ上に掲載する。

啓発活動	全駅のモニターおよび駅構内放送により声掛けサポートの啓発を実施する。 すべてのお客さまが安心してエスカレーターをご利用いただけるよう、エスカレーターのご利用について「歩かず立ち止まろう」キャンペーンを通じて啓発活動を実施する。
------	---

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・自治体等が開催するバリアフリー関連の会議に出席し、要望やご意見に対し可能な限り対応する。 ・他事業者との連絡会等の場に参加して情報収集を図っている。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

Ⅴ 計画書の公表方法

H Pにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

中長期的な対応方針に記載された事項については、当社の中長期経営計画に位置付けている。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。